

○保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが次の「保育の必要性の事由」のいずれかに該当する場合です。

【保育の必要性の事由】

- ① 1月当たりの就労時間が60時間以上の労働に従事していること
- ② 妊娠中、出産後間もない期間であること
※継続児童（前2か月、後6か月）、新規児童（前1か月、後2か月）が利用限度期間
- ③ 疾病に罹患し、または負傷していること
- ④ 精神または身体に障害を有していること
- ⑤ 長期にわたり同居等の親族を常時介護または看護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に関する作業に従事していること
- ⑦ 求職活動を継続的に行っていること
- ⑧ 就学していること
- ⑨ 児童に対する虐待、DVのおそれがあること
- ⑩ 育児休業を取得する前に既に就学前の児童を監護し、育児休業中に当該監護する児童の保育を行うことが困難な状況にあること
- ⑪ 前各号に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること

【保育認定の有効期間】

事由	始期または終期	日付
求職中	終期	始期から1か月 ただし、ひとり親家庭または生活保護受給世帯は3か月
妊娠・出産 (入所申込書に出産予定が記載されていない場合は、当課で妊娠届出を確認しています。)	終期	平成30年度から引き続き入所する児童
		出産日または出産予定日の属する月の翌月から6か月後
		平成31年度から新規で入所する児童
		出産日または出産予定日の属する月の翌月から2か月後
育児休業からの復帰	始期	育児休業が終了する日の属する月の翌月から